

半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めることを目的として実施する半田市認知症カフェ事業に対し、補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人とその家族、地域住民等が気軽に集い、互いに交流し、認知症の早期発見や早期対応につなげ、地域の認知症の理解を促進することなどを目的として、第4条に規定する団体によって自主的に運営される事業をいう。

(補助金交付の要件)

第3条 認知症カフェ事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかの活動内容であること。

- ア 認知症の人とその家族が気軽に集い安心して過ごせる場所の提供
- イ 認知症の人とその家族の相談に対する適切な支援
- ウ 地域住民が認知症の人やその家族と出会う場所の提供
- エ 地域住民への認知症や認知症ケアに関する知識の提供
- オ 介護者同士などが気軽に交流できる場所の提供
- カ 認知症の人が社会参加し生きがいを感じられる場所の提供
- キ その他市長が必要と判断した内容

(2) 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等誰でも自由に参加できるものであること。

(3) 月1回以上開催し、1回あたりの開催時間が概ね2時間以上であること。

(4) ヘルパー、介護福祉士、ケアマネジャー、看護師等の専門職又は認知症介護経験者等のいずれかの者で、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる専従のカフェ相談員を配置すること。

- (5) 認知症介護経験者又は認知症サポーター等のいずれかの者で、前号のカフェ相談員を補助するカフェ運営補助員を配置すること。ただし、カフェ運営補助員は、認知症カフェ以外の業務等を兼ねて従事することも可能とする。
- (6) 事業の実施場所は、交流、会話のためのスペースに10名以上が同時にに入る面積を有し、飲み物を提供できる設備等その他事業の実施に必要な設備があること。
- (7) 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。
- (8) 半田市ホームページ、市報等で活動について公表することを承諾すること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、認知症カフェ事業を市内で運営する次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 認知症カフェ事業を確実に実施し、適切な事業運営が確保できること。
- (2) 概ね1年以上継続して活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は利用者に対する営業活動を行わないこと。
- (4) 暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、認知症カフェ事業に要する次表に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

補助対象経費
人件費、報償費、旅費、需要費（団体の構成員による会合の飲食費等を除く）、 役務費、使用料及び賃借料、研修負担金、備品購入費

- (1) 団体等の経常的運営経費
- (2) 他制度による助成金、補助金等を受けている経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の上限額は、予算の範囲内で次表に掲げるとおりとする。

開催回数	補助金の上限額（年額）
月1回	36,000円
月2回	72,000円
月3回	108,000円
月4回以上	144,000円

2 年度の途中で認知症カフェを開設し、又は廃止する場合の補助金の上限額は、年額を12で除した額に事業実施月数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市認知症カフェ事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付申請の期日)

第8条 前条に規定する交付申請の期日は、事業を開始する日の10日前までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(補助金の決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、半田市認知症カフェ事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は半田市認知症カフェ事業補助金交付却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業を変更し、又は廃止しようとするときは、半田市認知症カフェ事業変更（廃止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、半田市認知症カフェ事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該年度の翌年4月末までに半田市認知症カフェ事業補助金実施報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書を受理し、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、半田市認知症カフェ事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 交付決定者が、補助金を請求しようとするときは、半田市認知症カフェ事業補助金清算（概算）払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合であって、当該取消に係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

半田市認知症カフェ事業補助金交付申請書

年　月　日

半田市長 様

(住 所)

(団体名)

(代表者名)

半田市認知症カフェ事業補助金の交付を受けたいので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 認知症カフェ従事者名簿（別紙3）
- (4) カフェ相談員の資格証の写し（専門職の場合）
- (5) 店内見取り図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(4) 及び(5)については、前年度の申請から変更がない場合は省略することができる。

別紙1

事業計画書

カフェの名称	
運営主体	
実施場所	
期間・時間・回数	

実施年月日	内 容

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

別紙2

収支予算書

収入

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市認知症カフェ事業 補助金		
計		

支出

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
計		

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

別紙3

認知症カフェ従事者名簿

氏名	住所	相談員・補助員 ※いずれかに○を付す	資格・介護経験等
		カフェ相談員 カフェ運営補助員	

※カフェ相談員のうち専門職については、資格証の写しを添付してください。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団体名）

（代表者名） 様

半田市長

印

半田市認知症カフェ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市認知症カフェ事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
- (3) 半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

(住 所)

(団体名)

(代表者名) 様

半田市長

印

半田市認知症カフェ事業補助金却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市認知症カフェ事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第4号（第10条関係）

半田市認知症カフェ事業変更（廃止）申請書

年　月　日

半田市長様

(住所)

(団体名)

(代表者名)

年　月　日付けで交付決定通知のあった半田市認知症カフェ事業補助金について、下記のとおり事業を変更（廃止）したいので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容（変更前）

（変更後）

3 変更（廃止）の時期

4 変更の場合の添付書類

（1）市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

(住所)

(団体名)

(代表者名) 様

半田市長

印

半田市認知症カフェ事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市認知症カフェ事業の変更（廃止）について、下記のとおり承認したので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容

2 変更後の交付決定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

半田市認知症カフェ事業補助金実施報告書

年　月　日

半田市長 様

(住 所)

(団体名)

(代表者名)

年　月　日付けで交付決定通知のあった半田市認知症カフェ事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙4）
- (2) 相談実績報告書（別紙5）
- (3) 収支決算（見込）書（別紙6）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別紙4

事業実績報告書

(団体名)

実施年月日	内 容	従事者名	参加人数・内訳		相談件数
			計 人	当事者 人 家族 人 地域住民 人 専門職 人 その他 人 ()	件
			計 人	当事者 人 家族 人 地域住民 人 専門職 人 その他 人 ()	件
			計 人	当事者 人 家族 人 地域住民 人 専門職 人 その他 人 ()	件

認知症カフェ周知方法

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

別紙5

相談実績報告書

(団体名)

相談月日	相談者属性	相 談 要 旨	対 応
	当事者 家族 続柄() 地域住民 専門職 その他 ()		(傾聴・助言・サービス紹介・包括へ連絡・その他) その他の内容 ()
	当事者 家族 続柄() 地域住民 専門職 その他 ()		(傾聴・助言・サービス紹介・包括へ連絡・その他) その他の内容 ()
	当事者 家族 続柄() 地域住民 専門職 その他 ()		(傾聴・助言・サービス紹介・包括へ連絡・その他) その他の内容 ()

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

別紙6

収支決算（見込）書

収入

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市認知症カフェ事業 補助金		
計		

支出

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
計		

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

(住 所)

(団体名)

(代表者名) 様

半田市長

印

半田市認知症カフェ事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付を決定した半田市認知症カフェ事業補助金について、下記のとおり確定したので、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第8号（第13条関係）

半田市認知症カフェ事業補助金精算（概算）払請求書

年　月　日

半田市長 様

(住 所)

(団体名)

(代表者名) _____

年　月　日付けで補助金確定通知のあった半田市認知症カフェ事業補助金について、半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり精算（概算）払によって交付されたく請求します。

記

1 補助金確定（交付決定）額	金	円
2 既受領額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円
5 補助金振込先		

金融機関名		
種目・口座番号	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		